２　基本方針

◎避難所運営協議会が、医療行為等を行うことはありません。

自宅待機者を含む陽性患者には、避難所ではなく宿泊療養施設に避難してもらうよう保健所で案内を行っております。また、感染症が疑われる方への対応は医療機関で行います。

各避難所でご対応していただきたいことは、次に掲げる感染症予防の対策ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

避難所運営協議会が行うこと

●避難所において「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）」を避けるための対策を行います。

　居住区画や共有区画において、「三つの密」を避けるよう、区画の整理や換気を行うほか、避難者への意識啓発などを行ってください。

*避難所は、「自宅で生活ができない方」を受け入れる施設です。*

（避難所運営マニュアルＰ３より）

自宅で生活ができる方は自宅で過ごすことや、親せきや知人宅等に避難できる方はそちらを利用することが、避難所での密集を防ぐことにつながります。

避難所以外の場所へ避難が可能な方がいらっしゃる場合もありますので、避難者にご理解いただけるよう、周知を図ってください。

●発熱等の症状がある避難者のための専用スペースを確保します。

　受付での確認時に発熱等の症状があった方や、避難生活を送る中で体調を崩した方について、医療機関へ搬送されるまでの間は、他の避難者との接触を最小限にするため、専用のスペースに滞在できるように準備してください。

*体調不良者＝新型コロナウイルス感染者ではありません！*

体調不良の方に専用スペースへ移動していただく理由は、「避難所では新型コロナウイルス感染症の検査ができないため」であり、「感染しているから」ではありません。

体調不良の方に対し、必要以上の隔離・拒絶や誹謗中傷を行うことは、その人を傷つけるだけでなく、他の避難者が体調を崩した際に言い出すことができなくなってしまいますので、対応には注意しましょう。

●避難所における衛生対策を徹底します。

　避難所運営マニュアル87ページの「衛生環境の整備」（シートM）を参考に、衛生対策を徹底するよう、取り組んでください。

●避難者、職員等に対する感染対策を徹底します。

　手洗い・うがい・備品の消毒など、避難所にいるすべての人が感染症対策を徹底するよう取り組んでください。

　避難所にはハンドソープや消毒液などの物品が配備されていますので、ご活用ください。